

ヒロセ通商株式会社

登録番号：第一種金融商品取引業 近畿財務局長（金商）第41号

加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1562）

ヒロセ通商株式会社

信託保全説明書

(LION BO)

当社では、お客様から預託された資金を金融商品取引法第43条の3に基づき株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」といいます）に信託し、当社の固有財産と区別して管理しております。

1. 信託の対象

当社がお客様からお預かりしている、オプション口座残高を毎営業日（米国時間で17時時点、日本時間では翌日午前7時、米国東部時間が夏時間の場合翌日午前6時）要保全額として計算し、2営業日後に信託保全の対象とします。

2. 受益者代理人

受益者代理人（甲）として当社内部管理責任者を、受益者代理人（乙）として社外弁護士を選任しております。受益者代理人（甲）が日々の保全金額等の確認など通常時の信託状況の管理を行い、受益者代理人（乙）は当社が破綻等した際にお客様への資産の返還業務を行います。

3. 注意事項

- （1） 当社の取扱う信託保全サービスはお客様からお預かりしている金銭（証拠金等）を当社の固有財産と区分して管理するためのものであり、店頭デリバティブ取引の元本を保証するものではありません。
- （2） 三井住友銀行は、当社との契約に基づき受託した資産の保管のみを行い、証拠金等に係る要保全額の管理、確認を行う義務は無く、また証拠金等の満額をお客様へ返還することを保証するものではありません。
- （3） 三井住友銀行は、受益者代理人の選任、及び当社、及び受益者代理人の監督に対して責任を負いません。
- （4） 当社の破綻等により返還事由が発生した場合、お問い合わせの対応や返還対象と

なるお客様の特定等の窓口は、受益者代理人（乙）となりますので、お客様は三井住友銀行に対して、証拠金等の返還を直接請求することはできません。返還は当社にご登録されている銀行口座への振込みにより行います。なお、返還事由発生から返還業務完了までに一定の期間を要する場合があります。

- (5) 当社は信託保全された資産をお客様へ還付する為等必要な限りにおいて、お客様の個人情報を三井住友銀行、受益者代理人（乙）、及び受益者代理人（乙）の業務委託先に提供することがあります。
- (6) 当社に破綻等の返還事由が発生した場合で、取引システム障害や天変地異、政変、外貨情勢の急変等の事由により、信託保全の金額が正しく算出できなかった場合などには、信託された金額が証拠金等の総額に不足する場合があります、お客様の証拠金等の一部が返還されない場合があります。
- (7) 当社は信託保全サービスによりお客様の資産を当社の信用リスクと分離することで保全を図っておりますが、保全措置を講じた証拠金等について、管財人等及び他の債権者の意向、費用等の発生により、お客様は全部または一部を受領できない可能性があります。
- (8) 三井住友銀行との信託契約は期間の定めがあり、契約期間を満了した場合も継続して契約更新を行う方針です。しかしながら、更新の拒絶、解除、その他の理由による契約の終了等が生じた場合、三井住友銀行による信託保全は終了することとなります。

平成 25 年 11 月 16 日